

令和7年月吉日

大学・高等学校等 各位

広島県社会保険労務士会
会長 中野 幸恵

学校における社会保険労務士の活用について

拝啓 時下益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

平素は、社会保険労務士制度につきまして、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私ども社会保険労務士は、国家資格を有する人事・労務管理に関する唯一の専門家として、最近の年金・医療保険等社会保障の問題、フリーター・ニート対策、採用内定取り消しや早期退職問題、多様化する雇用形態など労働を取り巻く社会的課題に対し、主として行政と企業、使用者と労働者などの間に立ち、事業の健全な発展と労働者等の福祉の向上に資することを使命として積極的に活動しているところです。

ところで、最近の労働に関するマスコミの報道は、少子高齢化による社会生活への影響、年金の記録と財源問題、長時間労働の問題、労働環境の悪化により引き起こされる様々な事件、就職難、リストラ、労使紛争等々「働く」ことに対する夢と意欲を削ぐものばかりです。これでは、生徒・学生たちに「働く」喜びや楽しさを伝えることができません。また、せっかく就職したのに早期退職してフリーターやニートの道を選ぶ若年者も多く存在します。そうした若者たちにも、社会保険労務士が関わってきています。

私たちは、労務管理の専門家として、現在の社会状況ではキャリア形成の道が閉ざされるばかりではなく、働く人の幸せが成就できないと危惧しており、そこで、今回、生徒・学生たちに就労前の段階から「社会保障」や「働く」ことの意義を正しく伝えることが重要と考えました。

以上のことから、広島県社会保険労務士会では、会員の実務経験と専門的識見を提供し、生徒・学生たちが安心して夢を持って就職できるよう、また社会保障や労働の仕組みを理解し社会へ巣立っていけるよう、授業の一環として取り上げていただきたくご案内申し上げます。もちろん、社会貢献の一環として実施しますので教材原稿料等は当会で負担いたします。費用としては当会講師料のみです。

なお、授業の実施時期、実施方法、実施時間等は、大学とあらかじめ打ち合わせのうえ、細部においては担当の先生方と連絡を取り合いながら進めて参ります。本件のお問い合わせ、お申し込みは直接下記の当会宛てお願い申し上げます。

広島県社会保険労務士会 事務局 TEL 082-212-4481 FAX 082-212-4482

住 所 〒730-0015 広島市中区橋本町 10-10 広島インテス 5F

info@hiroshima-sr.or.jp

担当 副会長 積河内 弘樹 又は 事務局長 新家 守雄

ご提案の授業内容は別添のとおりですが、ご要望を優先し生徒・学生さんが安心して社会人として巣立ち豊かな職業人生を送ることができるようご支援してまいりますので趣旨をご理解の上、社会保険労務士の活用よろしくお願い申し上げます。

また、マイナンバーについてのレクチャーも承ります。

敬具

授業申込書

広島県社会保険労務士会

会長 中野 幸恵 様

社会保険労務士による授業を下記の要領で申し込みいたします。

授業実施日	年 月 日 () 午前／午後 時 分～ 時 分
担当教諭名	
連絡先 (部署・TEL 等)	
対象 (生徒・学生)	学年 科 名
授業への希望・要望 ※授業内容・型式等	
授業の成果・ねらい	
その他 ※打合せ日や質問等	

※講義の内容が数コマになる場合は別紙に記入しお知らせください。

年 月 日

学校名
(申込者) 住 所
学長 _____ (印)

(申込み先メール info@hiroshima-sr.or.jp)

(申込み先FAX 082-212-4482)

学校教育における社会保険労務士の活用について

広島県社会保険労務士会

社会保険労務士とは

社会保険労務士は、労働基準法その他の労働関係法令並びに労働保険・社会保険等社会保障に関する法令の円滑な実施及び使用者と労働者との個別労働紛争の予防・解決に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを使命とする唯一の国家資格を有する専門家です。

社会保険労務士の倫理綱領

品位の保

知識の涵

信頼の高

相互の信

守秘の義

社会保険労務士の業務

労働基準法、最低賃金法、賃金支払確保法、雇用対策法、労働安全衛生法、じん肺法、短時間労働者雇用管理改善法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、職業能力開発法に基づく申請書等の作成、提出に関する事項

労災保険・雇用保険、健康保険、国民年金、厚生年金保険に関する適用、加入、脱退、資格喪失等に関する手続き、各種保険給付に関する申請、裁定請求に関する事項

労働・社会保険に関する申請等に関する異議申し立て、再審査請求その他行政機関の調査に関して行政機関に対する主張・陳述の代理並びに個別労働紛争に関するあっせん・調停の代理

事業における労務管理その他の労働に関する事項、労働・社会保険諸法令に基づく社会保険等に関する事項の相談・指導その他のコンサルティング

広島県社会保険労務士会の社会貢献活動

無料相談等

- ・総合労働相談室
(労働・社会保険・解雇・男女差別・賃金不払い等のトラブルに対する相談)
- ・社労士会労働紛争解決センター広島
(労使紛争調停機関)
- ・街角年金相談センター

学校教育の実施

社会保険労務士による出前授業
・高等学校教育「キャリア教育」における授業で“見つめよう「働く」ことの仕組みとルール”は何？「働く者の権利と義務」は？
・大学における就労前授業(キャリア教育)で“知っておこう賃金と労働”「就業規則」,「給与明細書」の意味するものは？
「現在と将来のための年金」の仕組みは？

行政機関への支援

- ・雇用保険コンサルタント
- ・労働保険年度更新業務
- ・社会保険未適用促進事業
- ・年金記録第三者機関への専門家の派遣
- ・年金事務所、健保協会への派遣

広島県社会保険労務士会からのメッセージ

少子化社会の中にあって、労働・社会を取り巻く環境は厳しさを加える一方、労働者の働く意識が多様化しつつあるとき、これから就労期を迎える生徒・学生たちに対し、正しい勤労観と「働く」心構えを持っていただくために、私たち社会保険労務士は、日ごろの実務経験並びに専門的知識に基づく授業を担当させていただきます。安心して社会へ巣立ち豊かな職業人生が送れるよう少しでもお役に立ちたいと願っております。

社会保険労務士による
学校教育の実施概要と効果

学校における授業
“見つめよう「働く」ことの仕組みとルールとはなに？”

先ずはじめに

「働く」意義について確認しておこう
君にとって「働く」とは？

経済的自立

社会貢献

自己成長
自己表現

今、何をしておくべきか？

自分を知る

社会を知る

働き方を知る

基礎学力

働くことの仕組みとルール

その1: 求人票・求人広告から何が見えるか。

職業選び・働き方の選択のポイントと留意点

その2: 労働契約書(実物例)から何が見えるか。

労働者と使用者が契約するときのルールとは？何を契約をするのか。

その3: 就業規則(実物例)から何が見えるか。

その会社で働くためのルールと心構え

その4: 給与明細書から何が見えるか。

経済的自立・生産コスト・社会への貢献・不時の事態と老後に備えて

その5: 労働保険・社会保険の意味と仕組み

社会保障制度の役割, 不測の収入途絶への補てん, 失業・障害・老齢への備え

再び「働く」意義を考えよう

給料・労働保険料

経済的自立

給料と生計費
生産コスト

税金

社会の発展

社会インフラ

社会保険料

不時の事態と将来
に備えて

年金の仕組み

私たちは、授業を通して、次のメッセージを発信します。

生活の安定

自己の成長
(働く喜び)

家庭の幸せ

社会への貢献

授業の進め方についてのご提案

- ◇ 授業の前に、お打ち合わせをしていただき、キャリア教育の状況について並びに先生方からご意見・ご希望をお聞かせください。
- ◇ 生徒・学生さんと会話をしながら進めたいので、できれば教室にて授業を行わせていただきます。
- ◇ 授業は、当会の社会貢献活動として行っています。費用としては講師料のみです。
- ◇ 授業後、生徒・学生さんから感想をお聞かせください。